

## 大会宣言

応益負担等、多くの問題のあった障害者自立支援法が、障害者総合支援法となって今年4月、施行されました。同法は、内閣府の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において取りまとめてきた骨格提言がほとんど盛り込まれず、障害者自立支援法違憲訴訟の原告団と国が締結した基本合意文書の内容も反映されていない不十分なものです。私たちは、今後も、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」の精神により他の障害者団体と連帯し、障害者差別解消法案（仮称）制定をはじめ、障害者権利条約を批准するための国内法整備を進める運動を続けていくことを確認しています。

一方で、全国の都道府県及び市町村で、聴覚障害者等の「意思疎通支援事業」が必須事業として位置づけられて実施されるようになりました。しかし、香川県高松市で起きた手話通訳派遣拒否裁判に見られるように、聴覚障害者の情報アクセスとコミュニケーションを完全に保障する事業とはなっていません。必須事業として位置づけられたことを契機に、手話の普及と手話通訳者の養成、設置、派遣の事業が、地域間格差を解消され、全国どこでも等しくコミュニケーションの保障が受けられるものとなるよう取り組んでいくことが大切です。

私たちは「情報・コミュニケーション法」制定運動とともに、「手話を獲得する」、「手話で学ぶ」、「手話を学ぶ」、「手話を使う」、「手話を守る」という5つの権利を保障する「手話言語法」制定に向けた取り組みを展開してきました。パンフレット「手話でGo!」の普及などにより、専門家やろう学校関係者、自治体の長をはじめ多くの人に賛同の輪が広がっています。今年3月には、情報アクセスやコミュニケーションにバリアがある者として、視覚障害者団体等と連帯しての全国シンポジウムをおこない、情報保障のあり方を明確にアピールしました。

連盟は今年4月に一般財団法人への移行を実現し、新たな一步を踏み出しています。その記念すべき今年、東日本大震災後、初めて東北で開催される本大会に、全国から多くの仲間が参集したことは、開催地・山形だけでなく、東北全体に力をみなぎらせ、被災地の復興を進める力になると信じています。

私たち聴覚障害者の、完全な情報アクセスとコミュニケーション保障という「果実」が実るよう、全国民と連帯しての運動を展開していくことをここに宣言します。

2013年6月16日

第61回全国ろうあ者大会